「規制緩和推進3か年計画(再改定)」〔平成12年3月31日閣議決定〕(抄)

金融審議会第一部会

資 料

平成12年9月12日

## 7 金融・証券・保険関係 (1) 金融

				n+ 4r		-	
事項名	措置内容		予 定 	呼 期	備考	改定計画	所管省庁
		平成10年 度	平成11年 度	平成12年 度		との関係	
①銀行の営業免許	銀行法第4条第2項第3号に基づく新規の参入に対する <b>無給開整</b> 規制は行わないこととする。また、銀行法の次期改正時に当該無給にかかる規定を廃止する。	逐次実施				7(1)①	金融再生委員会 大蔵省
②金融・証券における参入、業務規制	銀行・証券・信託の業態別子会社の業務範囲に係る残余の制限(証券子会社に係る株式の流通・発行業務、信託子会社に係る年金/記託・合同運用指定金銭信託)についても見直しを行い、解禁する。		措置済 11年10月 1日	_	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律会別を指する法律会別を指する法律会別を指する法律会別を指する方と	7(1)2)	金融監督庁 大概省
③銀行への/語(業務 の全面的解禁	普通銀行及び長期信用銀行本体での信託業務の全面的兼営について 金融審議会等において検討を行い、結論を得る。		ll年度 (検討)	12年度 (結論)		7(1)3	大蔵省
④地域金融類助体 体で行う信贷務	地域金融機関が体体で行うことのできる信託機関について、金銭債権の信託を解禁する等の措置を行う。		措置済 11年10月 1日	<u> </u>	金融監督庁事務ガイドライン	7(1)④	金融監督庁 大概省
⑤銀行・保険会社本 体の業務範囲の見 直し	銀行業務又は保険業務と密封は関係を有し、経営効率を高めると思われる業務(銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言、銀行のパソコンソフトの顧客向け販売、銀行の利用回線のリセールなど)を、銀行又は保険会社本体で行うことについて、利用者保護の観点を含め検討を行い、平成13年度末までに、銀行又は保険会社本体の業務範囲についての考え方を整理し、結論を得る。			12年度以降 (検討)	13年度未までに 結論	新規	大蔵省 (7(3)瓜に 再掲)
⑥普通銀行における 社債の発行等	普通銀行による普通社債等の発行等を解禁する。		措置済 11年10月 1日	_	金融監督庁事務 ガイドライン	7(1)5	金融監督庁大蔵省
⑦観行の営業用不動 産の有効活用	銀行経営の合理化・効率化に資する営業用不動産の有効活用を図るため、既存店舗用建物の余乗船分の賃貸、店舗用建物の建替えに係る余乗船分の賃貸、店舗用土地の賃貸等に関する様々な規制を廃止する。	措置済 10年6月 10日	. —		大蔵省銀行局銀行課長・中小金 融課長事務連絡 の廃止	7(1)6	金融監督庁

事項名	措置	内	容	実施 平成10年 度	Τ	時 期 平成12年 度	備考	改定計画との関係	所管省庁
<ul><li>⑧銀行の関連会社の 行う業務</li></ul>	銀行の関連会社の行う業務 定に留意しづう、他産業に与 しを行う。また、適正化措置 上記と同様の観点から見直し	える影響等も総合	的に関係のうえ、見直	措置済 10年12月 1日			総理府令·大蔵省令等	7(1)7)	金融監督庁 大蔵省
9位属業務と金融関連業務の兼営	子会社の効率的な経営を可 スク管理という点に十分留意 に、銀行等及び保険会社の子 ることについて結論を得る。	ましつつ検討を行い	、平成13年度末まで			12年度以降 (検討)	13年度末までに 結論	新規	金融監督庁 大蔵省 (7(3位)に 再掲り
⑩従属子会社の収入 依存度規制の緩和	子会社経営の効率化の観点 る銀行又は保険会社の従属子 ついて検討し、平成13年度末	会社の収入依存度	規制を緩和することに			12年度 (検託)	13年度末までに 結論	新規	金融監督庁 大蔵省 (7(3)①に 再掲)
①子会社等の業務範 囲の拡大	「他業禁止」の今日的意義 率の改善という観点から、平 していわゆるファイナンス・ ついて結論を得る。	「成13年度末までに	、銀行等の子会社に対			12年度 (接計)	13年度末までに 結論	新規	金融監督庁 大蔵省 (7(3)4)に 再掲
⑫銀行の法人代理店 に係る店舗規制	銀行の法人代理店の従たる 認可制の在り方の検討を踏ま 等において検討を行う。	事務所の設置につえ、規制を緩和す	いては、銀行の店舗のる方向で、金融審議会		11年度 (検討)	12年度 (検討)		7(1)8)	金融監督庁 大蔵省
③代理店の取扱業務 に係る規制撤廃	代理店の取扱業例ごついて 便性、代理店と金融類関本体 等の観点から検討を行う。	は、金融機製の業との関係、代理店	務の効率化、顧客の利に対する監督の在り方			12年度 (検討)		新規	金融監督庁大蔵省
図銀行の店舗に係る 認可制度	銀行法第8条における営業 素化を図るとともに、実態を 議会等において検討を行う。	所に関わる認可に 踏まえ届出制への	ついて、審査基準の簡移行について、金融審		11年度 (検討)	12年度 (検託)		7(1)9	金融監督庁大蔵省
心店舗関係の届出	代理店主の交代に伴う代理 ことについて、代理店の認可 等において検討を行う。	店の設置と廃止に 制度等の趣旨を踏	関し、届出事項とするまえつつ、金融審議会		11年度 (検討)	12年度 (検討)		7(1)10	金融監督庁大蔵省

事項名	措 置 内 容	実 施	予定		備考	改定計画	所管省庁
		平成10年 度	平成1年 度	平成12年 度	•	改定画との関係	
⑩店舗外現金自動設 備に係る営業時間 変更の届出	店舗外現金自動設備に係る営業時間変更の届出の廃止について、顧客の利便生、監督の在り方等の観点から検討を行う。			12年度 (検討)		新規	金融監督庁 大蔵省
①店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出	店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出の廃止について、引き続き検討を行う。		11年度 (検討)	12年度(検討)		7(1)①	金融監督庁 大概省
®ノンバンク等異業 種のCD・ATM からの銀行預金引 き出し	利用者の利便を更に高める観点から、異業種のCD・ATMからも 銀行預金を引き出すことができるよう検討を行い、平成13年度末まで に結論を得る。			12年度以降 (検討)	13年度末までに 結論	新規	金融監督庁大概省
⑩天災等による臨時 休業に係る公告の 見直し	天災等による臨時休業に係る公告の在り方について、実情及び顧客 利便の観点から検討を行い、結論を得る。			12年度 (検討・ 結論)		新規	金融監督庁 大概省
②金融機関に係る許 認可等の事務手続	金融機関に係る許認可等の事務手続の簡素化・迅速化・明確化等に向けて、個々の事由に応じて具体的な措置を検討し、結論を得たものから逐次実施する。	一部措置 済 10年6月 10日 金融監督庁関係	11年度以 (検討 逐次実	锋 施 <sup>)</sup>	総理府令·大蔵省令等	7(1)12	金融監督庁農林水産省労働省
		10年6月 17日 (農林水産省関係			農林水産省令等		
		10年6月 8日 (労働省 関係)			労働省令等		

事	項	名	措	置	内	容	実	施	予复	Ē	時 期	備	考	改定計画	所管省庁
			-	·				平成10年   平成11年   度		年	平成12年 度			との関係	
引き	行の割	勝取り 係る認	銀行法が関第5条 条の趣旨を踏まえつ	による <b>金属</b> つ、検討を行	生委員会の認 う。	可の廃止について、同					12年度以降 (検討)		·	新規	金融監督庁 大 <b>政</b> 省
②全信 に対 等の		請手続	全国を地区とする 申請手続きについて	信用金庫連合機制を行い、	会については <b>結論</b> を得る。	他法令等を踏まえ、	·				12年度 (機制・			新規	金融監督庁 大蔵省
機製		総合製	信用金庫等単位協 とする。	后組織企劃幾	関こおいても	優先出資の発行を可能					12年度 公布後 1月以内		国会に出	新規	金融監督庁 大蔵省 農林水産省 通市産業省 労働省
	剛鄉	副機関 唐の総 の取扱	協同組織金融機関 商法上の取扱いを念 性について検討を行	頭に、関係省	の総 (代) 会 庁とも調整し	での取扱いについて、 つつ、見直し等の必要					12年度以降(検討)		·	新規	金融監督庁 大蔵省 農林水産省 労働省
②信用: 変更:	金庫の設			び業務方法書		双は登録を得て行う証 不要とすることについ					12年度 (検討・ 結論)			新規	金融監督庁 大蔵省
②信用: 事務 記載	が定	がたる 款への	銀行法第8条に係記載事項について、	る認可制度の金融審議会等	廃止の検討に において引き	併せ、信用金庫の定款 焼き検討を行う。			11年度(検討		12年度 (検討)			新規	金融監督庁大蔵省
②金融· 有規	会社の制	株式保	金融会社間の競争きていること等の金行の規制が現時点で融会社の株式保有制	も適切なもの	てきているこ。 巻く環境の変 となっている	とや金融再編が進んで 化の推移を踏まえ、現 かという観点から、金					12年度以 降 (6銭寸)	巻く環境の推移え、14	関を取り 意の変化 を踏ま 下度に見 すう方向	新規	公正取号楼

## (3) 保険

事項名	措 置 内 容	実施予定平成11年度	F 平成12年	備考	改定計画との関係	所管省庁
①保険業とその他金融業との子会社方式による相互参入	保険会社と他の金融業態間の子会社方式による相互参入を順次実現する。	一部措置 済 10年12月 1日(保 1日(保 ) 1日(保 ) 5業と証 労業の相 (現金) 第業の相 (現金) 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	12年度 (12年10 月1日完 全実施予 定)	保険業法	7(3ID	金融監督庁 大蔵省
②生・損保会社本体 による相互参入の 範囲		11年度	滌		7(3)2)	金融監督庁 大蔵省
③生・損保子会社に よる相互参入の範 囲	日米保険協議の決着を踏まえ、子会社による第3分野相互参入については、主要分野(損保分野)の規制緩和を実施した後、遅くとも2001年までに現在の激変緩和措置を終了する。	10年度以降(準備		遅くとも13年までに実施予定	7(3)3)	金易監督庁大概省
④子会社等の業務範 囲の拡大	「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、子会社の経営効率の改善という観点から、平成13年度末までに、銀行等の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得る。		12年度(検討)	13年度末までに 結論	新規	金融監督庁 大蔵省 (7(1)①の 再掲)
⑤保険相互会社の株 式会社化	保険相互会社について、株式会社への転換が円滑に図られるよう法令上の手当を行うべく検討を行い、結論を得る。	11年度	12年度 (公布後 3か月以 内)	第 147回国会に 法案提出	7(3)4)	大蔵省
⑥損害保険料率の設 定の自由化	火災保険、自動車保険等の料率につき、損害保険料率算出団体の使用義務を廃止する。	措置済 — 10年7月 1日	_	金融システム改革のための関係 法律の整備等に 関する法律	7(3)5)	金融監督庁大蔵省

事項名		実 施	予定	時期	備考	改定計画	所管省庁
, , ,		平成10年 度	平成11年 度	平成12年 度	wia "3	との関係	/// 6//
⑦リスク細分型自動 車保険の地域区分 の撤廃	リスク細分型自動車保険の取扱いに関するガイドライン廃止に係る 検討の中で、同保険の販売による自動車事故の被害者救済に与える影響を勘案しつつ、速やかにリスク細分型自動車保険の地域区分を撤廃 することについて結論を得る。		ll年度 (検討)	12年度以降 (検討・ 結論)	自動車事故の被告者救済に与える影響を検証しつつ速やかに結論	7(3)6	金融監督庁 大蔵省
<ul><li>⑧保険商品の届出対象商品の拡大</li></ul>	企業や年金基金等に対する保険については早期の届出制への移行に向けて、また、家計向け保険についても原則届出制への移行について、引き続き検討を進め、平成13年度中に結論を得る。 なお、規制緩和委員会第1次見解を踏まえつつ、審査期間の一層の短縮に努める。		ll年度 (検討) ll年度 (逐分	(検討)	13年度中に結論	7(3)⑦	金融監督庁大蔵省
⑨企業分野の保険に 係る事前届出制の 在り方	企業分野の保険に係る事前届出制の在り方については、行政当局による商品内容のチェック基準をできる限り明確にする取扱いとし、行政当局に裁量の余地をできる限り残さないものとするなど、保険契約者の保護の観点を踏まえつつ、引き続き見直しを行い、平成12年度中に結論を得る。			12年度 (検針)		新規	金融監督庁大蔵省
⑩銀行等による保険 商品の販売とその 範囲拡大	(a) 住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険については、弊害防止措置等を講じた上で、遅くとも平成13年までに銀行等による販売を認める。			12年度以降 (措置)	第 147回国会に 法案提出 13年4月1日施 行予定	7(3)8	金融監督庁大蔵省
	(b) 上記以外の保険商品についても銀行等による販売対象とすること 及び銀行等の販売する保険商品はその銀行の子会社又は兄弟会社で ある保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行 い、平成12年度中に結論を得る。		11年度(検討)	12年度 (結論)		7(3)8)	金融監督庁大概省
①銀行・保険会社本 体の業務範囲の見 直し	銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高めると思われる業務(銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言、銀行のパソコンソフトの顧客向け販売、銀行の利用回線のリセールなど)を、銀行又は保険会社本体で行うことについて、利用者保護の観点を含め検討を行い、平成13年度末までに、銀行又は保険会社本体の業務範囲についての考え方を整理し、結論を得る。			12年度以降 (検討)	13年度末までに 結論	新規	大蔵省 (7(1)5の 再掲

		実施	予定	時期			
事項名	措置内容	平成10年度	平成日年度	平成12年度	備考	改定に個との関係	所管省庁
②従属業務と金融関連業務の兼営	子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ検討を行い、平成13年度末までに、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融規連業務を兼営することについて結論を得る。		·	12年度以降 (検討)	13年度末までに 結論	新規	金融監督庁 大蔵省 (7(1)9の 再掲
①業務範囲規制の適用対象範囲の見直	保険会社の子会社等の業務範囲規制の適用対象から関連法人等を外し、保険業法上の子会社と子法人等に限定することについて検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。			12年度 (検討)	13年度末までに 結論	新規	金融監督庁 大蔵省
(A)生命保険の構成員 契約規制	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金易審議会において構成員 契約規制の在り方についての検討を行う。		11年度 (検討)	12年度 (検討)		7(3)9	金融監督庁 大蔵省
⑤保険契約者保護機 構(仮称)の創設	保険契約者保護機構(仮称)を創設する。	措置済 10年12月 1日	_		金融システム改革のための関係 法律の整備等に 関する法律	7(3)100	金融監督庁 大 <b>蔵</b> 省
⑩損保会社の関連会 社の親会社からの 収入依存度制限	保険会社の子会社に関する規定の整備を踏まえ、見直す。	措置済 10年12月 1日			金融監督庁・大蔵省告示	7(311)	金融監督庁大概省
(の従属子会社の収入 依存度規制の緩和	子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和することについて検討し、平成13年度末までに結論を得る。			12年度 (検針)	13年度末までに 結論	新規	金融監督庁 大蔵省 (7(1)⑩の 再掲)
®損保会社の子会社 が行う事故受付・ 相談サービス業務 の時間帯制限	損保会社の子会社が行う事故受付・相談サービス業務の時間帯制限 については、平成10年度上期中できるだけ早期に、検討の上、撤廃の 措置を講ずる。	措置済 10年6月 8日	_		銀行局長通幸の廃止	7(3)12	金融監督庁 大蔵省
⑩保険会社の外貨調 遠原則自由化	保険会社の保有資産全体での効率的運用を促進する観点から、保険会社のリスク管理の進展を踏まえつつ、外貨調率に関する規制を廃止する。			12年度以降 (措置)		新規	金融監督庁

事項名	措	置 III	内	容	実 が 平成10年 度	平成11年	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	備考	改定計画との関係	所管省庁
②保険会社の子会社、保険特殊会社の子会社で承認を受けずに行う業務の範囲の拡大	は、次の①~③の業務を	と承認を受け レープ全体と と体の経営のの ご結論を得る。 受業務 曲広大)	がに行う業務 してのリスク 効率化等に整	の範囲に加えることで理、他業禁止の今			12年度 (検討)	13年度末までに 結論	新規	大概省
②特別 <b>期</b> 定付加商品 の拡大	生命保険の特別勘定的対象の自己責任の問題的	加商品の拡	大について、 つ、検討を行	運用結果に対する契行う。			12年度 (検託)		親	金融監督庁
②地震保険の料率の在り方	国民の自助努力を支払 から、住宅の耐震性能をする。	愛するととも 上保険料率に	ご地震保険の 一層反映さt	の普及を促進する観点 せることについて検討			12年度 (検討)		新規	金融監督庁 大蔵省